

令和4年度 岩内町立岩内第一中学校

部活動に係る基本方針

本基本方針は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び同年11月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて北海道教育委員会が策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」、岩内町教育委員会が策定した「岩内町立学校に係る部活動の方針」、並びに令和2年9月に文部科学省が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づき、本校の実態とあるべき姿を勘案し策定するものとする。

なお、本基本方針に基づく部活動の実施にあたっては、国及び各競技団体等が示す直近の新型コロナウイルス感染対策を最優先するものとする。

1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、スポーツや文化等に親しませ、その効果としては学習意欲の向上や責任感、連帯感の育成から基本的な生活習慣定着に至るまで多岐にわたり、これまで学校教育に果たしてきた役割は大変大きい。

また、異学年との交流の中で、生徒同士や教師、外部指導者等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自らの目標達成に向けて、粘り強く挑戦したりするなど、人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化等に親しみ、社会の中でよりよく豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって、体力や技能の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わい、自己肯定感を高めることができるようにする。

3 部活動のあり方

中学生期という心身共に成長の著しい時期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導体制を確立し、活動環境を整える。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって、練習計画や練習内容を含め「生徒自らが安心かつ充実した部活動が行えるよう、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

(1) 活動計画・実施報告書の作成

校長は、「部活動に係る基本方針」を策定し、公表する。

顧問は本校の「部活動に係る基本方針」に則り、年間及び毎月の活動計画*を作成し、生徒・保護者に知らせることにより、保護者・生徒の理解を得、生徒が安心・安全に活動を行い、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。また、校長への実績報告を行い、校長は把握、指導、是正等を行う。

(2) 休養日及び活動時間の設定について

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、部活動を含めた種々の活動及び休養などバランスが取れた生活時間を送ることができるよう、次のとおり基準を設定する。

- ① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上休養日とし、週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。学校閉庁日についても休養日とする。休養日には、学校で行う朝練習や自主練習も行わない。大会やコンクール等（以下「大会等」という。）の前で、やむを得ず活動を行う場合（中体連、中文連等が主催する大会等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、代替えの休養日を設ける。
- ② 長期休業期間中の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- ③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的、効果的な活動を行う。ただし、大会やコンクール等が開催される前1月以内及び練習試合や合宿でやむを得ず活動を行う場合は、この限りではない。また、こうした取扱をした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や部活動にあたる教職員の負担軽減については、十分留意する。

（3）本道の地域特性上の考慮

地域特性上から降雪のため屋外での活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は上記①の基準を原則とするが、運用が困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間を設けることを前提に特例の扱いとして、次のとおり定める。

- ① 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。また、学校閉庁日は休養日とする。
- ② 長期休業期間中の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。
- ③ 1日の活動時間は、長くとも平日で3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間平均活動時間で平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるように実施する。ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活を送ることができるよう上記①の基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定する。

（4）活動場所について

各部の活動計画に則って実施し、活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具、楽器等の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

（5）大会・練習試合等の遠征について

各部は、年間の指導計画の中に中体連大会、競技団体主催等の大会参加をあらかじめ計画し、生徒・教員ともに心身の負担や町外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の経済的な負担の軽減を図る。

なお、遠方等への移動については、保護者会等で事前に保護者の同意を得て、「岩内町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」に則り、安全運転の励行を徹底する。また、保護者の自家用車に生徒を同乗させる場合にも、安全運転の励行を呼びかける。

5 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

- ① 運動部：野球部、男女バスケットボール部、女子バレーボール部
卓球部、サッカー部、陸上競技部
- ② 文化部：吹奏楽部、美術部

(2) 完全下校時刻

- ① 夏季（4月～9月）・・・午後6時30分
- ② 冬季（10月～3月）・・・午後6時00分

(3) テスト期間中の部活動

原則として、活動停止期間は、定期試験は3日前から、学力テストは1日前とする。

(4) 部活動の服装

- ① 運動の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。
ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものとする。文化部もこれに準じる。
- ② 休日の練習や試合などの登下校についても同様とする。

(5) 休日等の登下校

- ① 週休日や祝日、長期休業またはいったん帰宅後の再登校の場合、自転車の使用を認める。期間について、別途、指導部より出されたものとする。

(6) その他

- ① 新年度当初（連休前）、部活動に係る保護者への説明を実施する。第1部を全体会として学校の基本方針を説明し、第2部は各部に分かれて懇談会にして、保護者への対応に当たる。なお、欠席された方、または部活動未加入のご家庭にも文書をもって周知するとともに、諸事情により説明会を実施できない場合も文書により周知することとする。
- ② 相談窓口は、教頭（学校：62-0333）とする。